

## 経過報告について

### 第3回審議会の振り返り

#### 1 議題

##### ア 料金改定率の決定

第2回審議会で示した料金改定シミュレーションを基に改定率を決定

##### イ 料金算定期間の決定

##### ウ 料金改定時期の決定

##### エ 総括原価について

(公社)日本水道協会策定の「水道料金算定要領」に基づいた料金算定の仕組み

##### オ 料金体系(料金表)について

現在の料金表や県内の事業者の料金(基本水量制、従量料金逦増性、基本料金と従量料金の比率)を考慮した料金表シミュレーション1・2

#### 2 審議結果

##### ア 料金改定率の決定

ケース2(企業債残高対給水収益比率650%以下)を選択する。改定率の13%は可能な限り低減してほしい。

##### イ 料金算定期間の決定

令和7年度から11年度までの5年間とする。

##### ウ 料金改定時期の決定

令和7年4月からとする。

##### エ 料金表について

- ・料金表シミュレーション2のように、一般家庭への影響が少なくなるよう改定率に差を設ける。
- ・比較的使用料の多い、2世帯住宅や農家にも配慮してほしい。

## 料金表の考え方について

## 1 現行料金を勘案した料金表の考え方について

(公社)日本水道協会の水道料金算定要領(以下、「算定要領」という。)に基づき算定する水道料金では、現行料金と大きな差が生じますので、以下の事項を考慮して料金を検討します。

事 項	理 由
① 基本水量制の継続 (8 m <sup>3</sup> までの使用は基本料金に含める。)	基本水量は、生活上最低限必要な水を無理に節水することなく使用できる公衆衛生の向上と、生活環境の改善という観点から一定量の使用を基本料金に含むものであるため、継続します。
② 従量料金の逦増制の継続	逦増性は、水需要の過剰な増大を抑えるために使用水量に従って料金を高く設定するものであり、一般家庭など少量使用者の料金を低く抑えるという側面もあるため、継続します。
③ 現行の基本料金と従量料金の比率(3:7)の維持	施設の維持に係る経費については、基本料金で賄うのが本来ですが、基本料金の割合を大きくすると、現行料金との差が大きくなるため、当面は現行料金の比率を維持します。

## 2 料金表の構成について

## (1) 基本料金

従量料金との比率が概ね3:7となるよう総額を定め、比率を3:7としていて状況に近い出雲市の基本料金を参考として各口径に配分します。

## (2) 従量料金

当地域での水道使用量等を勘案し、以下のとおり基本水量を含め4段階の区分とします。料金は逦増性とし、使用量が多くなるに従って料金を高く設定します。

区 分	説 明
① 基本水量 (0 m <sup>3</sup> ~8 m <sup>3</sup> )	必要最低限の生活用水を確保できる水量として基本水量を設定しました。また、別表1によると1人暮らしの平均水道使用量は8.1 m <sup>3</sup> であり、単身世帯の使用量がこれに当たります。
② 従量料金Ⅰ (9 m <sup>3</sup> ~25 m <sup>3</sup> )	当地域の平均世帯員数は2.65人(別表2参照)であり、2人~4人の世帯を想定し設定しました。
③ 従量料金Ⅱ (26 m <sup>3</sup> ~50 m <sup>3</sup> )	当地域は、2世帯以上の同居も比較的多く、広い敷地の維持のために水量が必要なことを勘案し、従量料金Ⅰの倍の量までを設定しました。
④ 従量料金Ⅲ (51 m <sup>3</sup> ~)	一般家庭で1月51 m <sup>3</sup> 以上使用することは稀(図1参照)であり、逦増性の考え方により使用量が多いものに対する料金区分としました。

別表1

世帯人員別平均使用水量(月)	
1人	8.1 m <sup>3</sup>
2人	14.9 m <sup>3</sup>
3人	19.9 m <sup>3</sup>
4人	23.1 m <sup>3</sup>
5人	27.8 m <sup>3</sup>
6人以上	34.1 m <sup>3</sup>

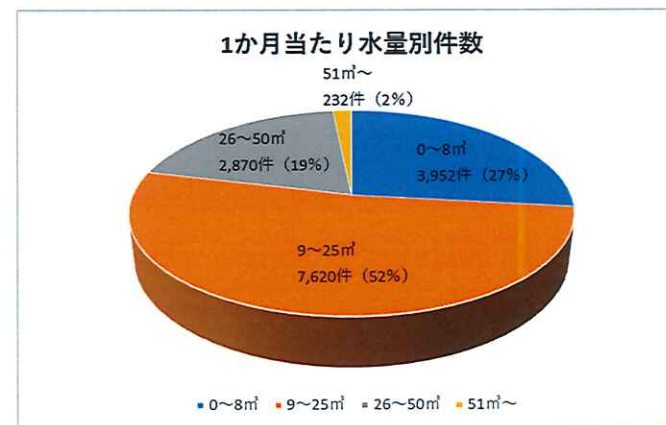
※ 東京都水道局 令和3年度一般家庭生活用水実態調査

別表2

平均世帯員(令和5年9月)					
斐川	2.68	人	出雲市全域	2.48	人
島村	3.29	人	松江市全域	2.14	人
宍道	2.51	人			
区域全体	2.65	人			

※ 住民基本台帳登録数から算出

図1



※ 令和5年3月検針データ(用途:一般、口径:13mm、20mm)

## 料金表の決定について

### 1 料金表（案）について

資料17で示した考え方に基づき、具体的な料金表（案）を3つ作成しました。それぞれの考え方については、以下のとおりです。

#### (1) 料金表（案）

##### 料金表①

一般家庭への影響を小さくするため、小口径（13mmと20mm）の改定率は、平均改定率より低く、大口径（25mm以上）は、平均改定率より高くなるようにします。

（第3回料金等審議会 資料15 シミュレーションケース2）

##### 料金表②

従量料金については、比較的使用量の多い世帯に配慮して50m<sup>3</sup>までの単価を抑えます。その原資として、小口径（13mmと20mm）の基本料金を現行より110円（税込）高くなります。

##### 料金表③

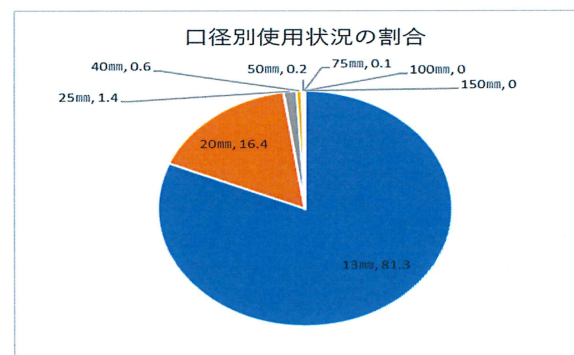
料金表②では、使用量が多い使用者の料金が上がるため、従量料金の51m<sup>3</sup>以上の単価を低くし、多く使用する使用者への影響を抑えます。

#### (2) 口径別用途別使用状況

料金表を作成する際に勘案した令和4年度末の口径別用途別使用状況は以下のとおりです。（表1）

（表1） 口径別用途別使用状況 (件)

口径\用途	一般用	営業用	官公庁用	学校用	工場用	集会所他	計
13	12,308	572	82			354	13,316
20	2,366	278	39			10	2,693
25	26	155	41				222
30							0
40	2	58	29	2	3		94
50	1	18	17	3			39
75		5	4	8	2	1	20
100		1			1		2
150		1					1
計	14,703	1,088	212	13	6	365	16,387
1か月平均 使用水量	13～25mm	24.8m <sup>3</sup>	14.2m <sup>3</sup>	124.3m <sup>3</sup>	435.3m <sup>3</sup>	0.9m <sup>3</sup>	
	40mm～	17.7m <sup>3</sup>	515.7m <sup>3</sup>	216.0m <sup>3</sup>			



### 2 料金体系を用途別から口径別に変更したことによる影響について

以下の用途については、料金体系を用途別から口径別へ変更したことによる影響があります。

#### 営業用

現行料金では、営業用の基本料金と従量料金を一般用より高く設定しており、口径別料金体系に変更することで、改定率は低くなります。

#### 官公庁用

現行料金では抑えられていた従量料金が上がるので、一般用や営業用に比べて改定率が高くなります。

#### 学校用

学校用の基本料金（50m<sup>3</sup>まで6,644円）が無くなり、また現行料金では抑えられていた従量料金が上がるので、特に50m<sup>3</sup>を越えて使用する場合に一般用や営業用に比べて改定率が高くなります。

#### 工場用

工場用の基本料金（500m<sup>3</sup>まで66,440円）が無くなるので、400m<sup>3</sup>を越えて使用する場合に一般用や営業用に比べて改定率が高くなります。

#### 集会所他

集会所用の基本料金（4m<sup>3</sup>まで528円）が無くなり、13mm口径の基本料金になりますので、料金が約2倍になります。

料金表①

(第3回料金等審議会 資料15のシミュレーション2)

設定の考え方

一般家庭への影響を小さくするため、小口径(13mmと20mm)の改定率は、平均改定率より低く、大口径(25mm以上)は、平均改定率より高くなるようにします。

(税込・円)

(料金のカッコ内の数字は、消費税抜きの金額)

口径/水量	基本料金	従量料金		
	0~8 m <sup>3</sup>	9~25 m <sup>3</sup>	26~50 m <sup>3</sup>	51 m <sup>3</sup> ~
13 mm	1,100 (1,000)	154 (140)	198 (180)	231 (210)
20 mm	1,100 (1,000)			
25 mm	1,650 (1,500)			
30 mm	1,980 (1,800)			
40 mm	2,200 (2,000)			
50 mm	2,750 (2,500)			
75 mm	3,300 (3,000)			
100 mm	16,500 (15,000)			
150 mm	55,000 (50,000)			

【基本料金と従量料金の比率 (30 : 70)】

料金表①による料金算定期間の給水収益 3,346,171,090 円

料金算定期間の総括原価 3,345,770,805 円

(各口径の改定率)

口径	改定率 (%)
13 mm	10.89
20 mm	9.61
25 mm	12.23
30 mm	100.09
40 mm	18.40
50 mm	21.90
75 mm	26.07
100 mm	43.44
150 mm	17.66

【特徴】

一般用

0~8 m<sup>3</sup>の改定率は、6.38%  
 20 m<sup>3</sup>の改定率は、9.31%  
 30 m<sup>3</sup>の改定率は、15.31%  
 40 m<sup>3</sup>の改定率は、15.11%

営業用

13 mmと20 mm 300 m<sup>3</sup>までの使用者の改定率は、平均改定率を下回ります。  
 25 mmと50 mm 使用量が多い使用者の改定率は、15~16%となります。

官公庁用

概ね33%の改定率となります。

学校用

概ね34%の改定率となります。

工場用

500 m<sup>3</sup>までの基本料金が無くなるので、300 m<sup>3</sup>以降の使用は料金が高くなります。

料金表②

設定の考え方

従量料金については、比較的使用量の多い世帯に配慮して 50 m<sup>3</sup>までの単価を抑えます。その原資として、小口径 (13 mm と 20 mm) の基本料金を現行より 110 円 (税込) 高くします。

(税込・円)

(料金のカッコ内の数字は、消費税抜きの金額)

口径/水量	基本料金	従量料金		
	0~8 m <sup>3</sup>	9~25 m <sup>3</sup>	26~50 m <sup>3</sup>	51 m <sup>3</sup> ~
13 mm	1,144 (1,040)			
20 mm	1,144 (1,040)			
25 mm	1,650 (1,500)			
30 mm	1,980 (1,800)			
40 mm	2,310 (2,100)	151.8 (138)	182.6 (166)	234.3 (213)
50 mm	2,750 (2,500)			
75 mm	3,300 (3,000)			
100 mm	11,000 (10,000)			
150 mm	33,000 (30,000)			

【基本料金と従量料金の比率 (31 : 69)】

料金表②による料金算定期間の給水収益 3,345,822,693 円  
 料金算定期間の総括原価 3,345,770,805 円

(各口径の改定率)

口径	改定率 (%)
13 mm	10.82
20 mm	8.82
25 mm	11.63
30 mm	101.33
40 mm	19.10
50 mm	23.09
75 mm	27.22
100 mm	39.88
150 mm	18.60

【特徴】

一般用

0~8 m<sup>3</sup>の改定率は、10.64%  
 20 m<sup>3</sup>の改定率は、9.94%  
 30 m<sup>3</sup>の改定率は、13.57%  
 40 m<sup>3</sup>の改定率は、11.24%

営業用

13 mm と 20 mm 300 m<sup>3</sup>までの使用者の改定率は、平均改定率を下回ります。  
 25 mm と 50 mm 使用量が多い使用者の改定率は、16~17%となります。

官公庁用

概ね 35%の改定率となります。

学校用

概ね 36%の改定率となります。

工場用

500 m<sup>3</sup>までの基本料金が無くなるので、300 m<sup>3</sup>以降の使用は料金が高くなります。

## 料金表③

## 設定の考え方

料金表②では、使用量が多い使用者の料金が高くなるため、従量料金の51 m<sup>3</sup>以上の単価を低くし、多く使用する使用者への影響を抑えます。

(税込・円)

(料金のカッコ内の数字は、消費税抜きの金額)

口径/水量	基本料金	従量料金		
	0~8 m <sup>3</sup>	9~25 m <sup>3</sup>	26~50 m <sup>3</sup>	51 m <sup>3</sup> ~
13 mm	1,144 (1,040)	152.9 (139)	187 (170)	228.8 (208)
20 mm	1,144 (1,040)			
25 mm	1,760 (1,600)			
30 mm	2,200 (2,000)			
40 mm	2,420 (2,200)			
50 mm	2,860 (2,600)			
75 mm	3,520 (3,200)			
100 mm	11,000 (10,000)			
150 mm	33,000 (30,000)			

【基本料金と従量料金の比率 (31 : 69)】

料金表③による料金算定期間の給水収益 3,345,961,670 円

料金算定期間の総括原価 3,345,770,805 円

## (各口径の改定率)

口径	改定率 (%)
13 mm	11.44
20 mm	9.42
25 mm	11.61
30 mm	98.23
40 mm	17.56
50 mm	20.70
75 mm	24.94
100 mm	37.09
150 mm	15.85

## 【特徴】

## 一般用

0~8 m<sup>3</sup>の改定率は、10.64%20 m<sup>3</sup>の改定率は、10.42%30 m<sup>3</sup>の改定率は、14.57%40 m<sup>3</sup>の改定率は、12.7%

## 営業用

13 mmと20 mm 500 m<sup>3</sup>までの使用者の改定率は、平均改定率を下回ります。

25 mmと50 mm 使用量が多い使用者の改定率は、14~15%となります。

## 官公庁用

概ね32%の改定率となります。

## 学校用

概ね33%の改定率となります。

## 工場用

500 m<sup>3</sup>までの基本料金が無くなるので、300 m<sup>3</sup>以降の使用は料金が高くなります。